

社会福祉法人小城市社会福祉協議会 令和6年度 事業計画

I 基本方針

全国的に少子高齢化による人口減少は深刻さを増しており、耕作放棄地、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。さらには物価高騰も重なり、生活困窮者の増加を引き起こしています。また、地域社会においては、人と人とのつながりが希薄になり、生活領域における支え合いの基盤が脆弱化し、ひきこもり等の孤独・孤立の深刻化、より複雑化・複合化した課題を抱え、対応が困難なケースが浮き彫りになるなど、地域に大きな爪痕を残しています。

このような中、本会では年代を超えて様々な課題のある相談者に対して、分野ごとに専門の相談支援を行っていきます。

障害部門は「小城・多久障害者相談支援センター」、生活困窮部門は「生活自立支援センター」、子育て分野は「子育て相互支援事業」及び「地域子育て拠点事業」、高齢分野は「小城市南部地域包括支援センター」で相談を受け付けます。

また、重複した問題に対しては、相談のたらいまわしをしないワンストップの包括的支援を行うため、各センター間の連携を強化して、社協内の縦割りを解消していきます。

さらに令和6年度には、判断能力が不十分な方に対して、金銭管理や契約の代行といった成年後見制度の利用促進に係る権利擁護相談支援センターの設置をめざします。

小城市においても「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、行政と協働して取り組んでまいります。

また、フォーマルサービス（制度化されたサービス）以外に近隣住民やボランティアによるインフォーマルケアとして、支え合いセンターの充実に取り組んでまいります。

II 基本目標（第4次小城市地域福祉活動計画より）

1 気軽に相談できる環境づくり

福祉に関するわかりやすい情報提供や多様な生活課題に対して分野を問わず連携し、相談できる環境づくりを進めます。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域での見守りや支え合いの体制の推進と災害時の支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを進めます。

3 みんなで支える地域づくり

福祉の啓発と交流の場の普及や福祉教育・ボランティア活動を推進し、みんなで支える地域づくりを進めます。

Ⅲ 事業計画

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|----------|-----|------|-----|-----|---------|----------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-------|---------|
| 1. 法人運営事業 統括 秋野 担当 平石 原 増田 各支所 | 1. 理事会・評議員会の開催 5月 理事会 ・ 事業報告及び決算報告 6月 評議員選任解任委員会 ・ 評議員の選任 6月 定時評議員会 ・ 事業報告及び決算報告 12月 理事会 ・ 補正予算 3月 理事会 ・ 新年度予算及び事業計画の審議他 ※その他、必要に応じて随時開催します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 社協普通会員への加入促進 住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施のために区長会の協力を得て普通会員募集を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 社協団体会員・賛助会員の加入促進 各福祉団体及び企業へ本会の趣旨を説明して、賛助会員の加入促進に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 日本赤十字社の事業促進と会費募集 日赤会費募集協力の依頼（区長会へ） 4月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 香典返し寄付者への弔慰品(線香セット)寄贈 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6. 赤い羽根共同募金の推進（10/1～12/31） 共同募金・歳末たすけあい募金への協力依頼 （区長会、民生委員児童委員会、ボランティア団体等） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7. 社協だより（広報誌）の発行（年6回、奇数月） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8. ホームページの公開、情報提供 ホームページにより、広い世代に向けて社協だよりや各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をしていきます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 地域福祉活動事業 担当 原 陣内康 大田黒 各支所 | 1. 高齢者等福祉活動 ①ひとり暮らし高齢者緊急連絡先の調査 ②老人クラブ連合会活動への助成 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 身障福祉活動 手をつなぐ育成会への助成 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 児童福祉活動 ①児童遊園地施設整備（新設・補修・撤去費）への助成 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予定件数</th> <th>助成率</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 設</td> <td>1箇所</td> <td>工事費の2/3</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>2箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>撤去費</td> <td>3箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②新生児への誕生記念品の贈呈 年間約400冊を贈呈予定。（出生届時） 5種類の中から1冊を選んでいただいています。特に仕掛け絵本が好評を得ています。 | 区 分 | 予定件数 | 助成率 | 上限金額 | 新 設 | 1箇所 | 工事費の2/3 | 300,000円 | 補 修 | 2箇所 | 〃 1/2 | 80,000円 | 撤去費 | 3箇所 | 〃 1/2 | 50,000円 |
| 区 分 | 予定件数 | 助成率 | 上限金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新 設 | 1箇所 | 工事費の2/3 | 300,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 補 修 | 2箇所 | 〃 1/2 | 80,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 撤去費 | 3箇所 | 〃 1/2 | 50,000円 | | | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------|---|
| | <p>4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成</p> |
| <p>担当 井上 松尾</p> | <p>5. ボランティア活動</p> <p>①ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整)</p> <p>②小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援</p> <p>③小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援</p> <p>④小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円を助成します。 (1団体)</p> <p>⑤ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *ボランティア基礎講座・課題別講習会 コロナ禍を経て、ボランティア活動を再開するにあたり、感染症対策など必要な知識を学びます。 *災害ボランティアセンター設置訓練 大雨想定災害ボランティアセンター設置訓練を行い、社協職員や関係団体の意識の共有を行います。</p> <p>⑥福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童や生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただき、プログラムに基づいた「福祉の学び」を提供します。福祉団体、個人、社協の協働で、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて福祉教育の推進に努めます。</p> |
| <p>担当 井上 江副</p> | <p>6. 小城市支えあいセンター事業 令和5年度(1月末現在)は、154名の利用者と79名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を1520件行いました。 利用者の要望として付き添い支援を希望される方が増えているため、協力できるボランティアを育成します。また、地域に住む高齢者や障がい者の日常生活におけるちょっとした困りごとにも対応できるよう住民相互の助け合い活動を推進します。</p> |
| <p>担当 原 陣内康 各支所</p> | <p>7. 福祉育成・援助活動</p> <p>①地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 (1地区3万円以内として最長5年間助成し、終了した地区に対し1万円以内として助成します。)</p> <p>②保護司会・遺族会への助成</p> <p>③弁護士無料法律相談所の開設(毎月1回、各町回し)</p> |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|--|--|
| 担当 原 増田 各支所 | <p>④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援 総会 4月に開催 研修会 9月に開催 「心豊かな子どもを育てる運動合同研修会」 役員会 年5回開催</p> <p>⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援 単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。 民生委員からの気付き情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。</p> |
| 担当 陣内康 大田黒 | <p>8. 権利擁護相談支援の拡充</p> <p>①福祉サービス利用援助事業 認知症高齢者・精神障がい・知的障がいなどで判断能力に不安を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりを支援します。</p> <p>②（新）成年後見制度利用促進事業 成年後見制度の活用について、権利擁護支援の普及・啓発等や権利擁護の相談窓口として市民の権利を守ることを目的に「小城市権利擁護相談支援センター（仮）」を開設し、判断能力に不安があっても安心して生活が送れるように支援します。</p> |
| <p>3. 福祉資金貸付事業</p> 担当 陣内康 永淵 中島 各支所 | <p>1. 県社協生活福祉資金の相談受付 貸付相談に対し、ハローワークや福祉事務所と連携して対応します。</p> <hr/> <p>2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円） 貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。</p> |
| <p>4. 市受託事業</p> 担当 陣内祐 古賀和 | <p>1. 南部(牛津・芦刈)生きがいサークル事業（ひまわり） 特定高齢者に対し、積極的な筋力向上や生きがい活動を行い生活機能の低下を防ぎ、要支援・要介護状態になることを予防するとともに高齢者ができる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>①体操教室 「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。</p> <p>②フォローアップ教室（10月～3月） 元気アップ教室を終了した人を対象として継続的に「いきいき百歳体操」を行います。</p> <p>③生きがい活動支援 レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけ</p> |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|---------------------------|---|
| | <p>るよう支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。</p> <p>④地域住民との交流会 こども園、小・中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。</p> <p>⑤高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ 地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。</p> <p>⑥事業の周知 民生委員・児童委員会定例会へ出席し事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。</p> <p>⑦感染症等の影響により事業が休止された際は、電話で生活状況や体調面について聞き取りを行い必要なときには関係機関と協力し支援を行います。</p> |
| <p>担当 陣内祐 古賀和</p> | <p>2. 小城市軽度（若年性）認知症サロン事業「たいよう」</p> <p>軽度（若年性）認知症の人の交流・活動の場とし、正しい知識や適切な支援を提供することで、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続でき、家族の介護負担の軽減となるよう支援していきます。</p> <p>①初期・軽度（若年性）認知症の予防 家族からの相談に応じ、医療・介護・福祉等の情報提供や適切な支援を行います。</p> <p>②生活機能・運動機能の向上 レクリエーション活動や創作活動を通して他者との交流の場を増やし、日中活動の充実を目指します。また、専門の知識を持った支援者と一緒に体操を行うことで運動機能の向上を図ります。</p> <p>③関係機関との連携 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めます。</p> <p>④認知症サロン事業の周知 民生委員児童委員協議会定例会や地域のふれあいサロン、老人会等へ出席し、認知症サロン事業の周知を行います。</p> |
| <p>担当 刃野木 内川</p> | <p>3. 家事支援サービス事業等業務</p> <p>介護認定を受けていない65才以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者に、日常生活上の援助が必要な者（以下「対象者」という）に対して、自立と在宅生活の継続を図るため支援員が訪問し</p> |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|----------------------------|---|
| | <p>感染予防を行いながら、掃除・買い物・洗濯・ゴミ出し等の家事支援や生活上の相談、助言等を行います。</p> <p>今後について</p> <p>家事支援サービス事業は令和7年度以降については実施しない予定のため、対象者を家事支援サービス事業と類似する他の高齢福祉サービス（以下「類似サービス」という。）に移行するために、対象者への類似サービスの移行に伴う説明と手続きの支援を行う。</p> <p>また、小城市と当法人が実施する類似サービスの利用者増加に伴う体制強化と介護予防に資するサービスの利用推進を図る。</p> |
| 担当 卯野木 橋本 | <p>4. 障害者移送サービス事業（福祉有償運送）</p> <p>利用対象者は、身体・療育・精神の各手帳所持者で要件に該当する方や要介護認定の方で公共交通機関を利用することが困難な方です。感染予防を行いながら安全運転で支援します。</p> |
| 担当 井上 各支所 | <p>5. 愛の一声運動推進事業</p> <p>訪問連絡員による、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。見守り体制のため、民生委員・児童委員と協力し事業を展開していきます。連絡員への研修は支えあいセンターの研修と併せて行います。</p> |
| 担当 野田 中原 嘉村 秋山 | <p>6. ふれあいサロン事業</p> <p>保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。</p> <p>①相談支援（ニーズ把握・つなぎ支援）</p> <p>物忘れ等の気がかり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。（長谷川式スケールで早期発見への取り組み）</p> <p>②ふれあいサロン交流会の開催</p> <p>サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。</p> |
| 担当 船津 山田 木塚 中村 | <p>7. 子育て相互支援事業（ファミリーサポート・センター事業） （子どもの一時預かり、送迎、家事支援）</p> <p>①軽度の病気・病後児の託児</p> <p>②育児サポーター養成講座及び研修会の開催</p> <p>多様なニーズへの対応ができるように24時間の講習と子育てサロンで半日実習を行います。</p> <p>③利用料補助</p> <hr/> <p>8. 地域子育て拠点事業</p> <p>①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応できるサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。</p> <p>②子育ての悩み相談（随時）</p> |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|---|---|
| 担当 平石 原 須川 畠盛 | <p>9. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営</p> <p>10. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営</p> <p>令和6年度より新たに5年間の指定管理の契約を小城市と締結した。今後も利用ニーズの高い子育てサロンや高齢者、障がい者の相談の場として、市民が安全に利用しやすい施設運営に努めます。</p> |
| 担当 土岐 佐々木 大垣内 古賀聖 野中 龍野 | <p>11. 小城・多久障害者相談支援センター事業 （小城保健福祉センター「桜楽館」に設置）</p> <p>①障害者相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業者、医療機関等との連携で地域生活を支援します。 <p>②地域生活支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の相談体制を継続します。 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急事態等において実施主体である小城市・多久市と共に必要なサービスのコーディネーターや相談への対応等を行います。 ・緊急時における支援体制構築及び強化に向けた研修会を開催します。 <p>③障害者虐待防止センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方への虐待に関する相談・通報等を受け付け、虐待の防止や早期発見、必要な支援等を行います。 <p>④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。 |
| 担当 陣内康 永渕 中島 | <p>12. 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。</p> <p>①相談窓口の設置</p> <p>小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。</p> <p>②自立支援計画の策定</p> <p>プランを作成し本人にそった支援を行います。</p> <p>③任意事業受託先との連携</p> <p>令和4年度より実施している「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の受託先の佐賀県社会福祉士会、グリーンコープ生活協同組合さがと連携し包括的な支援を行います。</p> <p>④住居確保給付金の支給</p> <p>離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の支給を行い、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。</p> |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|--|---|
| | <p>⑤関係機関等の連絡・調整 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。</p> <p>⑥食糧支援事業 事情により一時的に食糧支援が必要となった世帯に対して、食糧の提供を行います。</p> |
| <p>5. 介護保険事業</p> <p>担当 外野木 牧瀬 石丸</p> | <p>1. 居宅介護支援事業（芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置）</p> <p>①運営方針 できる限り利用者や家族に寄り添い、利用者が住み慣れた環境で自分らしく尊厳のある生活ができるように支援します。令和6年度介護報酬改定事項を理解し、適切なケアマネジメントを実施します。</p> <p>②内容 相談援助、ケアプランの作成、サービス調整、定期訪問、モニタリング、更新認定調査、住宅改修支援、介護請求等を行います。</p> <p>③支援方法 主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人 計3人で対応。 要介護1から要介護5までの介護認定者に対し、心身の状態を確認し、利用者・家族の意向を尊重し、課題分析を行い、介護予防・重度化防止を目指し支援を行います。</p> <p>④目標 介護支援専門員1人当たりの取扱件数について制度改定に伴い「40件未満」を「45件未満」に改め、当事業所の月間取扱目標件数を90件とします。 また、利用者や地域住民の方の困りごとに適時対応できるように佐賀中部広域連合、地域包括支援センター、医療機関、サービス事業者、民生委員・児童委員等とネットワークを強化して、連携を図ります。</p> |
| <p>6. 中部広域連合受託事業</p> <p>担当 外野木 鳥羽 北村昌 前田 北村裕 山口 生山 末岡</p> | <p>1. 地域包括支援センター（包括的支援事業） （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置） 小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南） 牛津町・芦刈町の高齢者等を対象</p> <p>① 介護予防ケアマネジメント 介護保険認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）等への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援 ・介護予防ケアマネジメント②総合相談支援 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援 ・困難事例対応 |

| 区 分 | 主 な 事 業 内 容 |
|--------|---|
| | <p>③権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する啓発 ・成年後見制度の活用促進 ・高齢者虐待への対応 ・消費者被害の防止 <p>④包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築 ・介護支援専門員に対する支援 (地域ケア会議 年10回開催予定、個別事例検討、出前講座) <p>⑤生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と連携しながら、担当圏域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けて取り組みます。 ・生活支援コーディネーターは、生活体制整備事業推進のため市の設置する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になって行います。 <p>⑥認知症地域支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービスなどがうけられるよう関係機関と連携しながら状態に応じた適切な支援体制の構築と認知症ケアの向上を行います。 ・認知症推進員は事業推進のため市の認知症政策と一体になって地域における「認知症理解の促進」を行います。(認知症サポーター養成講座の実施等) ・認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みづくり。 (チームオレンジコーディネーター配置等) |
| 7. その他 | <p>1. 感染症に向けた対策について</p> <p>当協議会で行っている事業について感染対策に十分注意を行い、利用者が安心して参加できるように努めます。</p> <p>①人が集まる事業については、検温や手指消毒などの感染症対策について協力してもらおうように努めます。</p> <p>②感染者が拡大したときは、休止も含め行政と協議を行い、まん延防止に努めます。</p> |